

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和6年度）

令和6年4月5日
高槻市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業	事業契約締結日から 令和20年9月（予定）	(仮称) 地域共生ステーションの施設整備業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務	高槻市川添一丁目18	令和6年10月

※ この見通しは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定に基づき、公表するものです。

なお、実際に策定する実施方針が上表の内容と異なる場合があるため、詳細は実施方針をご確認ください。